

認定看護管理者認定審査受験資格要件の変更理由について

受験資格要件 2～6 は認定看護管理者教育課程の受講機会を得ることが難しい現場の看護管理者やすでに大学院で看護管理を学んだ者にも認定審査受験資格の枠を拡大するため 2002 年に追加されましたが、2010 年 11 月に以下の理由により受験資格要件が一部変更されました。

1. 受験資格要件が追加された 2002 年に認定看護管理者教育課程サードレベルは 1 課程であったが、2010 年には 13 課程に増加している。また、看護系大学院は 2002 年に 53 校であったが 2009 年には 118 校に増加しており、看護管理者教育の機会は拡大している。
2. 要件 2、3 の受験者のうちセカンドレベル・サードレベル修了者が全体の 8 割を占めている。
3. 認定審査受験にあたり、看護部長相当や副看護部長相当の職位にある者も認定看護管理者教育課程を修了していることが望ましい。